

収入金額、所得金額等

所得の種類			所得金額の求め方
事業	ア① 営業等	製造業、小売業、飲食業、サービス業、外交員、大工など。	総収入金額－必要経費＝所得金額 ※収支内訳書の作成が必要です。
	イ② 農業	農産物の生産、農家が兼営する家畜又は酪農品の生産など。	
	ウ③ 不動産	土地や建物の賃貸料など。	
エ④ 利子		公社債、預貯金などの利子。 (所得税の源泉分離課税の対象とならないもの)	収入金額＝所得金額
オ⑤ 配当		株式や出資の配当、証券投資信託の分配金など。	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝所得金額
カ⑥ 給与		俸給、給与、賃金、賞与など。	収入金額－給与所得控除額＝所得金額 ※下表1参照
雑	キ⑦ 公的年金等	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給等の収入合計額。 ※遺族年金及び障害年金は含まれません。	収入金額－公的年金等控除額＝所得金額 ※下表2参照
	ク⑧ 業務	原稿料、講演料、ネットオークション、食品配達などの副収入。	収入金額－必要経費＝所得金額
	ケ⑨ その他	生命保険契約等に基づく年金（個人年金）など。	収入金額－必要経費＝所得金額
コ・サ⑩ 総合譲渡		車両、機械、著作権、ゴルフ会員権など。分離課税（土地、建物、株式など）以外の資産の譲渡により生ずる所得。	収入金額－必要経費－特別控除額（上限50万円）＝所得金額（長期譲渡の場合は、さらに1/2する）
シ⑪ 一時		生命保険等の満期返戻金、懸賞当選金など。	(収入金額－必要経費－特別控除額（上限50万円）)×1/2＝所得金額
分離課税		株式等の譲渡、土地、建物や山林などの譲渡、退職金など。	譲渡所得については、確定申告書の提出が必要となる場合がありますので詳しくは税務署におたずねください。

(裏面にも記入する欄がありますので注意してください)

- ・事業（営業等・農業）所得、不動産所得がある方は、別紙「収支内訳書」に必要事項を記入し所得金額を算出後、申告書表面及び裏面へ転記してください。
- ・給与収入がある方で源泉徴収票がない方、配当所得、雑所得（公的年金以外）、総合譲渡・一時所得がある方は、申告書裏面へ記入し、申告書表面へ転記してください。
- ・寄附金がある場合は、裏面の「寄附金に関する事項」へ記入してください。なお、次の①～③に該当する寄附金が対象となります。
 - ①都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）
 - ②茨城県共同募金会、日本赤十字社茨城県支部（「日赤義捐金」を含む）に対する寄附金
 - ③茨城県及び取手市が条例指定した法人（団体）に対する寄附金

(表1) 給与所得の算出方法

給与の収入金額 A	給与所得の金額	
～ 650,999円	0円	
651,000円～ 1,899,999円	A－650,000円	
1,900,000円～ 3,599,999円	A÷4＝B (B:千円未満の端数切り捨て)	B×2.8－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		B×3.2－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	A×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	A－1,950,000円	

8 ページ「所得金額調整控除について」も参照してください。

(表2) 公的年金等の所得算出方法

※算出額に1円未満の端数があるときには、切り捨てとなります。

65歳未満の人	公的年金等の収入金額 A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
		～ 10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
昭和36年 1月2日以降に 生まれた人	～ 1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
65歳以上の人	公的年金等の収入金額 A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
		～ 10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
昭和36年 1月1日以前に 生まれた人	～ 3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

令和7年中に所得のなかった方

1年間を通じて所得がなかった場合（ほかの人の援助を受けていた・扶養されていた・単身赴任の夫から仕送りを受けていた・遺族年金や障害年金等の非課税扱いの年金を受給していた・雇用保険や傷病手当金、生活扶助給付を受けていた場合など）下記のように記入してください。

1. 「2 所得金額」の「合計⑫」に「0」と記入してください。
2. 扶養親族がいる場合、本人が寡婦やひとり親、障害者等である場合には、該当する箇所も記入ください。

※「所得のなかった方の記入欄」は様式の変更に伴い、無くなりました。